

平成 27 年第 1 回更別村議会定例会会議録(4 日目)

平成 27 年 3 月 16 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 酒井智寛
 書記 南雲美幸

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において6番堂場さん、7番本多さんを指名いたします。
議 長		日程第2、議会運営委員長報告を行います。 議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 松橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において、協議、決定した内容をご報告いたします。 第1回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたのでこれに応じ、3月16日午前9時30分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期に変更はなく、3月17日までの8日間と認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長		委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議 長		日程第3、議案第21号、平成27年度更別村一般会計予算の件から 日程第8、議案第26号、平成27年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。 おはかりいたします。 議案第21号、平成27年度更別村一般会計予算の件から、議案第26

議 長

号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 27 年度更別村一般会計予算の件から 議案第 26 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。

3 月 12 日に引き続き、審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。

歳入も、款ごとに進めます。

款 1、村税に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことなどから、款単位の、項ごとに、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。予算書 10 ページをお開き下さい。款 1 村税、項 1 村民税、予算額 220,399 千円、前年度比較 475 千円、0.2%の減となっています。目 1 個人では、農業所得で 5,057 千円、8.9%の増、給与所得で 3,371 千円、2.5%の減。その他所得で 1,885 千円、14.8%の減を見込んでおります。目 2 法人では、10,881 千円で、前年度比較 456 千円、4.0%の減となっております。地方税法の改正により、法人税割の税率が 100 分の 12.3 から 100 分の 9.7 に引き下げられたことによるものが主な要因でございます。項 2 固定資産税、予算額 240,264 千円で、前年度比較 2,274 千円、0.9%の減となっております。内訳は、目 1 固定資産税で土地については上昇見込み率が下がったことにより 1,298 千円、4.4%の減、家屋につきましては、評価外による課税標準額の落ち込みにより、10,265 千円、8.2%の減、償却資産につきましては、消費税増税前の駆け込み需要と思われる対象資産が増えたことにより、9,290 千円、10.6%の増を見込んでおります。

目 2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度比較 1 千円の減を見込んでおりますけども、国有林の課税標準額が国からの通知により減額となったものでございます。なおこの科目での収入は、国有林と北海道が所有する資産、農業高校分でございます。項 3 軽自動車税、予算額 9,445 千円、前年度比較 1,151 千円、13.9%の増を見込んでおります。税率改正が主な要因となっております。項 4 たばこ税、

議 長

予算額 21,096 千円、前年度比較 792 千円の減を見込んでおります。前年度の実績により積算しております。以上で、款 1 村税の補足説明を終わります。

款 1 村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで款 1 村税を終わります

款 2 地方譲与税、款 3 利子割交付金、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 地方消費税交付金、款 7 自動車取得税交付金、款 8 地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

予算書 12 ページをお開き下さい。款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、予算額 42,093 千円、前年度比較 707 千円の増を見込んでおります。地方揮発油譲与税法に基づき、その収入相当額の 100 分の 42 を市町村の道路延長、面積で按分して、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、積算しております。項 2 自動車重量譲与税、予算額 90,825 千円、前年度比較で 4,954 千円の減となっております。車の車検時に納付される自動車重量税を財源とし、自動車重量譲与税法第 1 条の規定により、税収入額の 3 分の 1 相当額を市町村の道路延長、面積で按分して、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案した上、積算しております。13 ページをお開き下さい。款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、予算額 1,191 千円、前年度比較で 95 千円の減となっております。預貯金の利子税 20%のうち、道民税分 5%の一部が、市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績により、積算しております。14 ページになります。款 4 配当割交付金、項 1 配当割交付金、予算額 688 千円、前年度比較で 231 千円の増を見込んでおります。平成 16 年度から地方税法の改正により、地方財政対策として、配当税率 20%のうち、道民税分 5%の一部が、市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績により、積算しております。15 ページをお開き下さい。款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金、予算額 585 千円、前年度比較 453 千円の増を見込んでおります。平成 16 年度から、株式等譲渡所得割税率 20%のうち、道民税分 5%の一部が、交付されるものでございます。過去の交付実績により、積算しております。16 ページになります。款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、予算額 40,207 千円、前年度比較 382 千円の増を見込んでおります。現在の消費税 8%の内訳は、国 6.3%、都道府県 1.7%となっております。平成 27 年中に申告のされる都道府県消費税の半分相当額が、各市町村の人口、事業所等の従業員数によ

り、按分して交付されます。昨年の増税前及び増税後の交付額の推移を考慮し、積算しております。17 ページをお開き下さい。款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、予算額15,846千円、前年度比較5,504千円の減となっております。この交付金につきましては、車の車検時、失礼しました。車の登録時に納付される地方税でありまして、自動車取得税が財源となっております。自動車取得税相当額に、政令で定める率を乗じて得た額の10分の7相当額を、市町村の道路延長および面積により按分して、交付されるものでございます。過去の交付実績により積算しておりますけれども、昨年4月の消費税増税時に、自動車が、乗用車が5%から3%に、営業用と軽自動車が3%から2%に減税され、さらにエコカーは減税されるため、年々交付金は少なくなっている実態にあります。なお、消費税10%になった時点で廃止されることになっております。18 ページになります。款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、予算額738千円、前年度比較230千円の減となっております。説明欄の減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除に伴う減収補てん分を計上しております。過去の交付実績により、積算しております。以上で、補足説明を終わります。

議長

款2地方譲与税から款8地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

ありませんか。

4番 松橋さん

4番松橋議員

議運の時にもちょっと説明を受けたんですけども、今の地方交付税の交付金のことなんですけども、ご承知かと思うんですけども、農業者ももちろん品代を売った時に消費税8%になって、払ってるのは事実なんですけども、ご承知かと思うんですけど、国の支援作物、例えばビートだとか、でんぷんいもだとか、麦などには、もちろん国がそこで、向こうが支払っているというあれで、交付金、違う、消費税はないんですよ。ところがあの、支出の方は必ず3%上がっているんだよね。おそらく今年の税金終わったばかりですからわからないんですけども、正直なところ言わしていただくと、先ほど説明で、課長6.3は国が取る、1.7を人口割やらもろもろで計算をしますよ、わかるんですけど、一般、僕らも含めてですよ、普通の庶民って言ったらまあ、かなりの額の消費税の納付があるんですけども、もちろん預かってるから、計算をして払うんですけども、素直に考えるとですよ、まあこれ課長に聞くのはどうかと思うんですけど、僕らとすれば返してもらうのは3%返してほしいと、財源として。だからそこでどうしてこういうことになるのかな、っていつも疑問に思ってるんですけども。まあちょっと質問が大きすぎるって言ったらおかしすぎるんだけど。

		不愉快なんですね、消費税を上げるという時に、例えば年寄りの介護とか地方が困ってるから上げますよと、なんかそう聞いたんだけど、それはまあちょっと質問としては難しいのかもしれないけど。もしお答えがあれば。 国の施策であるっていうのであれば、これ更別村だけが特殊扱いされているわけではないと思いますし、うち、震災の村でもないですから。まあ、わかりましたよ。お答えはしたら、いいです。
議	長	その他ありましたら。 (ありませんの声あり)
議	長	これで款 2 地方譲与税から款 8 地方特例交付金までを終わります。 款 9 地方交付税、款 10 交通安全対策特別交付金に入ります。 一括して補足説明を求めます。 吉本総務課長
	総務課長	19 ページをお開き下さい。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、予算額 2,055,697 千円、前年度比較 68,975 千円の減となっております。普通交付税につきましては 1,955,697 千円で、国の予算案、地方財政対策などの情報を基に積算しております。また、特別交付税につきましては、特別な積算根拠等が示されませんので、前年度同額 100,000 千円を計上しております。20 ページになります。款 10 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、予算額 930 千円、前年度比較 16 千円の減となっております。この交付金は、交通違反の反則金による収入から、郵便取扱手数料等の経費を控除したものが、市町村の過去 2 年間の交通事故発生件数や平均値および人口集中地区人口ならびに改良済み道路の延長という 3 つの指標により、一定の割合で、配分されるものでございます。以上で、補足説明を終わります。
議	長	款 9 地方交付税、款 10 交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。 一括して質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで款 9 地方交付税、款 10 交通安全対策特別交付金を終わります。 款 11 分担金及び負担金、款 12 使用料及び手数料に入ります。 一括して補足説明を求めます。 吉本総務課長
	総務課長	21 ページをお開き下さい。款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、予算額 25,188 千円、前年度比較 5,407 千円の減となっております。目 1 農林水産業費分担金で、説明欄の道営畑総担い手支援型事業更別勢雄地区分担金で 10,027 千円の減となり、国営かんがい排水事業分担金 6,000 千円は、平成 26 年度整備済みの肥培施設に係る受益者分担金を新たに計上しております。また前年度は、道営畑総担い手支援型事業

更別更南地区分担金 1,200 千円を計上しておりましたけれども、事業終了により今年度は計上しておりません。項 2 負担金、予算額 25,488 千円、前年度比較 382 千円の増となっております。目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金、説明欄、学童保育所および保育所の入所者数の増などにより、1,572 千円増を見込んでおります。目 2 農林水産業費負担金で、説明欄、共同施設維持管理負担金で、幕別町忠類地区及び駒島地区に給水しています水道施設の維持管理経費で 1,190 千円減となっております。22 ページになります。款 12 使用料及び手数料、項 1 使用料、予算額 182,432 千円、前年度比較 1,881 千円の増となっております。目 1 総務使用料、節 2 各種施設使用料で、過去の実績を勘案し、計上しております。23 ページをお開き下さい。目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料、説明欄、生活支援ハウス居室利用料は、入居者の移動に伴い、負担基準となります収入階層区分の移動により、644 千円の増となっております。目 4 農林水産使用料、節 1 営農用水使用料で、平成 26 年度実績見込を考慮し、前年度比較で 3,070 千円の増となっております。節 2 牧場入牧料は、入牧頭数の減少を見込み、2,502 千円の減となっております。目 6 教育使用料、節 1 幼稚園使用料、説明欄、授業料につきましては、延長保育料と特別保育料を別出しし、計上しております。園児数の増を見込み、260 千円の増となっております。24 ページになります。項 2 手数料、予算額 8,098 千円、前年度比較で 170 千円の増となっております。目 2 衛生手数料、節 2 一般廃棄物処理手数料、説明欄、事業系生ごみ堆肥化手数料 50 千円は、昨年 12 月の議会定例会におきまして、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例をお認めいただき、事業所からの生ごみ受入時に 1 キロあたり 5 円を徴収するものでございます。その他は、前年度と大きく変わった項目はありませんので、説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

議 長 款 11 分担金及び負担金、款 12 使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 これで款 11 分担金及び負担金、款 12 使用料及び手数料を終わります。款 13 国庫支出金、款 14 道支出金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

25 ページをお開き下さい。款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算額 98,528 千円、前年度比較 8,853 千円の増となっております。目 1 民生費国庫負担金、節 1 児童福祉費負担金、説明欄、児童保護費負担金で 3,545 千円の増となっております。公定価格改正に伴い、負担基本額の増によるものでございます。節 3 障害者福祉費負担金、説明欄、

障害者介護給付費等負担金で、4,527千円の増となっております。障害者の介護サービス給付において、訓練等の就労継続支援給付費 1,566千円、就労移行支援 2,356千円の増が、主な要因となっております。

項2国庫補助金、予算額 51,086千円、前年度比較 73,142千円の減となっております。目1総務費国庫補助金で、備考欄、社会保障税番号制度システム整備費補助金は、住民基本台帳や税システム改修通知カード、個人番号カード関連事務に係る補助金でございます。なお、平成26年度に係る本事業予算は、補正第2号で予算措置しております。

目2民生費国庫補助金で、前年度比較 2,766千円の増となっております。節2児童福祉費補助金、備考欄、保育緊急確保事業費補助金 2,852千円が主な要因となっております。子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付、地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する事業で、昨年制度化されました。26ページになります。

目4土木費国庫補助金、節1住宅費補助金の説明欄、社会資本整備総合交付金は、前年度比較 79,506千円の減となっております。村営住宅改修と公営住宅改築に伴う補助金ですが、事業量の減少および補助率の引き下げが要因となっております。

項3委託金、予算額 1,391千円、前年度比較 249千円の減となっております。補足説明は省略させていただきます。27ページをお開き下さい。

款14道支出金、項1道負担金、予算額 53,594千円、前年度比較 5,079千円の増となっております。

目1民生費道負担金、節2児童福祉費負担金の説明欄、児童保護費負担金で 1,772千円の増となっております。前年度まで道補助金の特別保育事業補助金を、公定価格に含めて計上したものでございます。

節3保険基盤安定負担金で 827千円の増となっております。国民健康保険税軽減分と保険者支援分の増を見込んだものでございます。

節4障害者福祉費負担金の説明欄、障害者介護給付費等負担金で 2,263千円の増となっております。

国庫負担金同様、訓練等の就労継続支援給付費 783千円、就労移行支援 1,178千円の増が、主な要因となっております。

項2道補助金、予算額 155,348千円、前年度比較 98,240千円の増となっております。

目1総務費道補助金、節1総務費補助金の説明欄、森林環境保全整備事業補助金で 5,927千円の増となっております。平成25年10月の降雪被害林の復旧による事業量増が主な要因でございます。

28ページになります。

目2民生費道補助金、前年度比較 6,538千円の減は、節2児童福祉費補助金、説明欄、前年度はこの欄に特別保育事業補助金 2,256千円を計上しておりましたが、項1負担金、節2児童福祉費負担金、児童保護費負担金へ組み換えをしております。また前年度、計上の子ども・子育て支援新制度関連システム構築に係る電子システム構築事業補助金 3,500千円減と、減によるものが主な要因で

		ございます。目 4 農林水産業費道補助金、前年度比較 99,443 千円の増となっております。節 1 農業費補助金の説明欄、5 行目になりますけれども、食料供給基盤強化特別対策事業補助金 8,773 千円の減、環境保全型農業直接支払交付金は間接補助に変更されたため、8,200 千円の増となっております。29 ページをお開き下さい。説明欄、多面的機能支払事業補助金は、間接補助に変更されたこと、及び事業地区が増えたことなどによるものでございます。項 3 委託金、予算額 14,287 千円、前年度比較 1,189 千円の増となっております。主な増減としまして、目 1 総務費委託金では、節 4 統計調査費委託金で 1,588 千円の増となっております。説明欄、国勢調査委託金 2,478 千円の増、農林業センサス委託金 635 千円減が主なものでございます。節 5 選挙費委託金、説明欄、道知事・道議会議員選挙委託金 350 千円の増となっております。昨年度は民生費委託金で、人権啓発活動地方委託事業委託金 900 千円を計上しておりました。以上で、補足説明を終わります。
議	長	款 13 国庫支出金、款 14 道支出金の説明が終わりました。 一括して質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで款 13 国庫支出金、款 14 道支出金を終わります。 款 15 財産収入、款 16 寄附金、款 17 繰入金、款 18 繰越金、款 19 諸収入、款 20 村債に入ります。 一括して補足説明を求めます。
	総務課長	吉本総務課長 31 ページをお開き下さい。款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、予算額 13,332 千円、前年度比較 2,499 千円の減となっております。目 1 財産貸付収入、節 2 建物貸付収入の説明欄、教員住宅貸付収入で 451 千円の減を見込み、節 3 物品貸付収入の備考欄、旅券写真撮影機器利用料 30 千円は、旅券交付事務の権限移譲に伴い、昨年 10 月からパスポート用写真撮影を行っております。機器利用料を新規に計上しております。目 2 利子及び配当金で、前年度比較 1,944 千円の減となっております。利率変動による基金ごとの増減がありますが、公共施設等整備基金の 1,874 千円減が主な要因となっております。32 ページになります。項 2 財産売払収入、予算額 9,618 千円、前年度比較 427 千円の増となっております。目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入の説明欄、宅地分譲地売払収入は、コムニ団地 2 区画分を計上しております。節 2 その他不動産売払収入は、山林の伐採面積および蓄積量から、前年度比較 330 千円増を見込んでおります。33 ページをお開き下さい。款 16 寄附金、項 1 寄附金、予算額 6 千円、前年度と同額となっております。説明は省略させていただきます。34 ページになります。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、予算額 482,586 千円、前年度比較 339,788 千円の増となっております。大きく増となります要因は、目 5 農業振興

基金繰入金で、前年度比較 363,080 千円の繰入で、国営かんがい排水事業の地区負担金を繰上げ償還するために繰入れるものでございます。目 1 財政調整基金繰入金は、財源の不足を補うため、83,000 千円計上しております。なお前年度は公共施設等整備基金繰入金 110,000 千円を計上しておりました。35 ページをお開き下さい。款 18 繰越金、予算額 50,000 千円で、前年度と同額を計上してございます。36 ページになります。款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算額は前年同額の 20 千円を計上しております。項 2 預金利子、予算額 100 千円を計上しております。手持ち現金に余裕がある期間は、短期の定期預金により運用しております。その手持ち現金の額が少なく、期間が短くなると想定し、前年度比較 300 千円の減を見込んでおります。項 3 貸付金元利収入、予算額 66,205 千円、前年度同額となっております。目 1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、融資条件の拡大により、経営の安定化を図るための預託するものでございます。目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、平成 25 年度に融資しました貸付金元金を 10 年間で返済していただくものでございます。ふるさと財団を経由して収納されます。項 4 受託事業収入、予算額 817 千円を計上しております。項 5 雑入、予算額 10,081 千円、前年度比較 1,259 千円の減となっております。37 ページをお開き下さい。目 5 雑入で、1,259 千円の減となっております。説明欄の中で、新規に計上したものとしまして、このページの下から 7 行目、北海道市町村振興協会助成金 500 千円は、商工費の盆おどり助成金の財源に充当されるものでございます。38 ページ、一番下の行になりますけども、農地中間管理事業委託金は、北海道農業公社から交付されます。次に昨年度計上したものとしまして、ニトリ北海道応援基金から、植樹助成金 494 千円、北海道市町村振興協会特別支援事業交付金 1,235 千円は今年度計上しておりません。39 ページをお開き下さい。款 20 村債、項 1 村債の予算額 704,148 千円、前年度比較 166,770 千円の増となっております。起債につきましては歳出の各款で計上している建設事業等の実施にあたり、財源確保として借入を行うものを計上しております。目 1 過疎対策事業債の対象事業により、前年度比較 188,800 千円の増となっております。新規事業は国営事業 242,600 千円、交流拠点施設建設補助事業 128,600 千円、汚水処理施設共同整備事業 500 千円を計上しております。前年度比較で増となります事業は、橋りょう改修事業 18,400 千円、村道整備事業 48,000 千円、更別農業高校生生徒確保等支援事業 7,700 千円がそれぞれ増となっております。前年度比較で減となります事業は、道営事業 9,900 千円、子ども医療費無料化事業 4,000 千円、昨年度終了事業で運動広場農村公園再整備事業で 152,900 千円、農村環境改善センター改修事業 90,200 千円がそれぞれ減となっております。目 2 臨時財政対策債は市町村の財源不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例とし

		て発行されるもので、国の予算案が大幅に抑制される見通しであることから、前年度比較 28,830 千円減の 123,048 千円を計上しております。緊急防災減災事業債につきましては計上しておりませんが、昨年 12 月に追加補正しました一部が平成 27 年度へ繰越となります。なお緊急防災減災事業債および過疎対策事業債は、元利償還金の 70%、臨時財政対策債は元利償還金の 100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。以上で、補足説明を終わります。
議	長	款 15 財産収入から、款 20 村債までの説明が終わりました。 一括して質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで款 15 財産収入から、款 20 村債までを終わります。 これで一般会計歳入予算を終わります。 第 2 条、地方債に入ります。 補足説明を求めます。 吉本総務課長
	総務課長	予算書 7 ページをお開き下さい。第 2 表地方債、第 2 表の地方債につきましては、この表は、地方自治法第 230 条第 1 項の規定による地方債の目的、限度額、記載の方法、利率および償還方法について、定めるものでございます。過疎対策事業債の限度額は 581,100 千円、臨時財政対策費の限度額 123,048 千円、合計 704,148 千円としております。対象事業は、歳入予算 39 ページ、款 20 村債の説明欄をご参照願います。以上で、補足説明を終わります。
議	長	第 2 条、地方債の説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで第 2 条、地方債を終わります。 一般会計予算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。 発言にあたりましては、ページ、項目、明らかにしていただきたいと思います。 質疑の発言を許します。 歳入、歳出全般で。 6 番 堂場さん
6 番	堂場議員	支出の分なんです、53 ページ、総務費の関係で 53 ページ、ここに広報関係経費として 2,667 千円あります。この関係なんです、実は去年だったですか、ポイ捨て条例ということで、村も条例を作っております。そこでですね、これから春、雪解けていくと、あちこちにゴミがご丁寧に袋に入れたまま木の下に投げてある、だとかいろいろあり

ます。まあ、やってる人もですね、そういうのを悪いことだと、だめだと思ってやってると思うんですが、そこでそういうことをすればこの条例が出来て、こうこうなりますよと、というようなことを、この広報等でも一般に知らせたらいいんじゃないかと、こう思うわけです。特にですね、近年このペットブームというか、これで犬が、飼い犬がすごく増えております。調査した資料、ちょっと持ってきてないんですが、かなり増えているそうです。それで聞くとところによると、小さな、なんっちゅうんだい、座敷犬っていうか、家庭で飼っている、ああいう犬は、村の登録のあれにもないんでないかと。だから実際に調べればかなり頭数はいるんでないかというようなことも耳にしたんですが、そこでポイ捨て条例、ポイ捨て条例って、まあ略して言ってるんですが、3条に犬の糞、これもポイ捨て条例の該当になると、犬の糞も処理をすること、ということでちゃんと載っております。そこでですね、かなり耳にするんですが、苦情、どうもその散歩中に、犬が糞してそのまんまになってると。毎朝掃除するんだけど、毎朝あると。まあ、皆さんもご承知だと思いますが、犬猫、動物は大体、時間、それから場所等がその糞したり、小便したりする場所、大体決まってるものです。ですから、散歩途中、同じ場所ですとみえて、まあ毎朝掃除するんだけど、毎朝あると。それが一軒や二軒でないんです。そういうような条例もありますんで、そこでですね、犬の場合はですね、今言うように、登録してない家庭もあるということで、広報等で教えていただければいいと思うし、あと年2回、犬の場合、予防注射ありますね。その時にもですね、パンフレットを作って、飼い主にそういうようなことないように、徹底をしていただきたいと、こう思います。以上です。

議 長
住民生活課長

荻原住民生活課長

犬の関係なんですけれども、小さな室内犬についても、実は私も室内犬飼っておりますけれども、きちんと登録はしております。犬については、すべて飼い犬については、室内犬、室外犬問わずですね、きちんと登録していただくと、併せて予防注射もしていただくということになっております。併せて犬の糞、これもポイ捨て条例の中で禁止されております。この条例につきましては、罰則規定はございませんけれども、それに対してですね、違反した者については、名前を公表できるということになっております。私ども注意いたしましてですね、そういう方がいらっしゃれば注意いたしますし、それでも守らなければまあ、そういうような形で公表もしていかなければいけないのかな、というふうに考えております。併せてこれから雪解けが始まっていて、当然犬の糞などもいろいろ出てくるとは思いますけれども、それもきちんと確認してですね、そういうことがないように、きちっとみなさん、住民のみなさんをお願いしていきたい、当然条例を基にですね、

議長
6 番堂場議員

そのへんのお願いをしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

6 番 堂場さん

その条例も全部わかってるんですが。罰則ないたって、罰則ですよ。あれはね。ですからきちっと、知らせるっていうこと、だからそういうパンフですね、あの条例見まして、現場を見たら、通報してくれ、これは言えないですよ、ちょっと、よっぽどでなきゃ。ですからそういうことをする人も、悪いということは解ってやるんですから、そういう広報なり、犬の予防注射の時、犬の、飼い犬はこうしたらだめですよと、いうふうにしていきたい、いうことです。是非ともお願いします。それからその犬の登録、これは義務ですから、法律の義務ですから、しなきゃなんない。してる人はそう思ってるけど、中にはしてない人もかなりいるという情報も聞いてますんで、そのへんもよろしく。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

ご指摘のとおりですね、そういうルールを守らない方につきましても、きちんとルールを守っていただくということで、周知を図っていききたいと思います。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

以上で、一般会計予算の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

午前 11 時まで休憩いたします。(10 時 45 分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(11 時 00 分)

次に、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは、国保会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。195 ページの歳出をご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の予算額は 2,754 千円、前年度比較 341 千円の減額となっております。説明欄 (1) 総務一般事務経費、予算額 2,754 千円、前年度比較 658 千円の増額であります。主なものは、節 12 役務費、郵便料、予算額 237 千円、前年度比較 227 千円の増額は、2 年に一回の被保険者証の更新に係る郵便料でございます。節 13 委託料、国保ライン等サポート料、予算額 540 千円、前年度比較 324 千円の増額は、月報調整交付金申請システムの改修に係る費用であります。なお、前年度に計上していた国保電算整備事業、予算額 999 千円は、事業終了のため、計上しておりません。項 2 徴税費、196 ページをお開き下さい。目 1 賦課徴収費、予算額 412 千円、前年度比較 103 千円の増額であり

ます。納付書の印刷、十勝市町村税滞納整理機構負担金の増額が主なものであります。項3 運営協議会費、目1 運営協議会費、予算額 313 千円、前年度比較 329 千円の減額は、隔年で実施しております委員の道内研修旅費の減額が主なものであります。197 ページをご覧ください。

款2 保険給付費は、この会計の主軸となるものでございまして、歳出予算全体の約 50%を占めております。予算額 294,057 千円、前年度比較 1,045 千円の減額でございます。過去の医療費の給付実績などを勘案し、一般被保険者、退職被保険者共に若干ではありますが減額して計上しております。項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、および目2 退職被保険者等療養給付費ですが、ここでの療養給付費は、入院、通院、歯科、調剤の給付に係るものであります。目3 一般被保険者療養費、及び目4 退職被保険者等療養費での療養費は、主に鍼、灸、あんま、柔道整復、補装具等の費用のほか、医療機関の窓口で、保険証を提示できなかった場合に、国保の窓口で申請して頂き、直接被保険者に給付する保険給付費でございます。以下、199 ページに渡りまして、項2 高額療養費、項3 移送費、項4 出産育児諸費、項5 葬祭諸費につきましても、ここ3年の国保会計から支出された費用、交付税措置の状況等から推計し、予算を計上しております。200 ページをお開き下さい。款3 後期高齢者支援金等は、平成20年度にスタートいたしました、後期高齢者医療制度に係る科目でございます。各保険から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税の後期高齢者支援金分として徴収したものを、社会保険診療報酬支払基金に支援金として納付します。支払基金からは、北海道の後期高齢者医療広域連合に、実績に応じて交付していく仕組みとなっております。項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は、予算額 71,468 千円、前年度比較 3,133 千円の減額で、加入者一人あたり負担見込額 56,450 円に、平成26年度、失礼しました、平成27年度保険加入者見込数 1,416 人を乗じた額から、前々年度精算額と調整額 8,465 千円を差し引いた額を予算計上しております。201 ページをご覧ください。款4 前期高齢者納付金等も同様に、平成20年度にスタートした科目でございます。65 歳以上75 歳未満の、前期高齢者の医療費に係る財政調整のための科目で、各保険者間の偏りによる負担の不均衡を調整するもので、37 千円を計上しております。202 ページをお開き下さい。款5 老人保健拠出金は、過年度の請求遅延分の引当のみの予算計上で、昨年度と同額の 5 千円を計上しております。203 ページをご覧ください。款6 介護納付金につきましては、予算額 33,145 千円、前年度比較 2,207 千円の減額でございます。204 ページをお開き下さい。款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、予算額 16,540 千円、前年度比較 770 千円の減額でございます。これは、小規模国保保険者の運営基盤の安定化を図るため、道内の市町村国保からの拠出金、国、道から

の負担金を財源に、800 千円を超える高額な医療費については道単位で、特に高額な医療費については全国単位で費用負担の調整を図るもので、平成 27 年度まで継続となったものでございます。目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、予算額 147,579 千円、前年度比較 92,551 千円の増額であります。保険財政共同安定化事業は、市町村国保からの拠出金により、都道府県単位で高額な医療費にかかる費用負担の調整を図り、市町村国保の財政の安定化を図るものであります。前年度までは 300 千円を超える 800 千円までの医療費を対象としておりましたが、本年度からは、1 円から 800 千円までのすべての医療費を対象として実施されることになりましたので、拠出金の額が大きく増えております。この拠出金 147,579 千円に対し、歳入の款 6 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 2 保険財政共同安定化事業交付金におきまして、同額の 147,579 千円を収入するよう計上しているところでございます。205 ページをご覧ください。款 8 保険事業費、206 ページをお開き下さい。項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、予算額 3,977 千円、前年度比較 60 千円の増額であります。平成 20 年度の後期高齢者医療制度に合わせスタートした事業で、40 歳から 74 歳の被保険者を対象に健診の受診後の保健指導を行っているものでございます。項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、予算額 389 千円、前年度比較 2 千円の増額であります。年 4 回の医療費通知、保健師の研修などの経費であります。206 ページをお開き下さい。目 2 疾病予防費、予算額 318 千円、前年度比較 18 千円の増額であります。説明欄 (1) 疾病予防費、予算額 318 千円、前年度比較 18 千円の増額であります。節 19 負担金補助及び交付金において、新たに肺炎球菌予防接種負担金 93 千円を計上しております。これは 65 歳から 74 歳の前期高齢者を対象に、肺炎球菌予防接種に係る費用の一部を負担するものでございます。207 ページをご覧ください。款 9 基金積立金は、基金の利子を積み立てるもので、予算額 10 千円、前年度比較 3 千円の増額でございます。208 ページをお開き下さい。款 10 諸支出金は、ほぼ前年度と同様の予算を計上しております。210 ページをお開き下さい。款 11 予備費につきましては、予算額 8,625 千円、前年度比較 29 千円の減額となっております。以上、歳出の補足説明とさせていただきます。

議 長

事業勘定歳出の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

これで事業勘定の歳出を終わります。
事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

国保会計の歳入について、補足説明をさせていただきます。184 ページをお開き下さい。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、予算

額 167,950 千円、前年度比較 5,062 千円、2.93%の減となっております。内訳は、目 1 一般被保険者国民健康保険税で、被保険者の減少によりまして、5,125 千円の減となっております。目 2 退職被保険者等国民健康保険税におきましては、予算編成時点の調定額に基づき算出した結果、63 千円の増となっております。185 ページをお開き下さい。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金は、予算額 112,144 千円、前年度比較 490 千円の減額であります。主な要因は、当該負担金の算定に用いる医療費分の予算額の減によるものでございます。項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金は、予算額 4,991 千円、前年度比較 1,019 千円の減額でございます。説明欄の特別調整交付金において、前年度に計上した国保電算整備事業、予算額 999 千円が終了したことが減額の主なものであります。186 ページをご覧ください。

款 3 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金は、予算額 6,724 千円、前年度比較 64 千円の減額であります。歳出の退職被保険者の保険給付費の現年度分予算額に、後期高齢者支援分を加え、退職被保険者保険税の現年分を差し引いて、計上しております。187 ページをお開き下さい。

款 4 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金は、予算額 36,218 千円、前年度比較 7,377 千円の増額でございます。この科目は、平成 20 年度からの新科目でございます。年代による保険者間の偏りの不均衡調整のためのものですが、実績数値や国の計算率によって算出された予算額を計上しております。見込みでの概算交付を受けていた平成 25 年度の清算金等で調整され、平成 27 年度は 7,377 千円の増額を見込んでいるところでございます。こちらにつきましましては、計算方法が定められておりまして、前々年度の医療費等を基礎に、予想伸び率により得られる数字で概算交付され、2 年後に精算することになっております。これにより平成 27 年度の概算交付金として 48,531 千円、平成 25 年度清算金として 12,313 千円、差引 36,218 千円を見込んでいるところでございます。188 ページをご覧ください。

款 5 道支出金、項 2 道補助金、目 1 道財政調整交付金、予算額 26,051 千円、前年度比較 687 千円の減額でございます。説明欄の普通調整交付金、予算額 25,722 千円、前年度比較 696 千円の減額で、この交付金は、道内保険者間の不均衡是正のための交付金で、医療費水準および所得水準の実績に基づき、交付されるものでございます。189 ページをご覧ください。

款 6 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、予算額 8,272 千円、前年度比較 384 千円の減額で、これはレセプトにおいて、一件あたり 800 千円を超える医療費の 100 分の 59 が交付されるものでございます。目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、予算額 147,579 千円、前年度比較 92,551 千円の増額で、歳出におきましては、款 7 になりますが、共同事業拠出金でもご説明したところでございますが、

前年度までは 300 千円を超える 800 千円までの医療費を対象としておりましたが、本年度からは、1 円から 800 千円までのすべての医療費を対象として実施されることになりましたので、拠出金の額が大きく増えております。レセプトで 800 千円までの医療費の保険者負担分から、前期高齢者に係る保険者負担分や、前期高齢者に係る交付金等を控除した額の 100 分の 59 が交付されるもので、歳出におきましても同額を計上しているところでございます。190 ページをご覧ください。款 7 財産収入は、説明を省略させていただきます。191 ページをお開き下さい。款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、予算額 42,341 千円、前年度比較 468 千円の増額でございます。主なものは、節 1 保険基盤安定繰入金、説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、予算額 7,383 千円、前年度比較 985 千円の増額、保険基盤安定繰入金保険者支援分、予算額 2,568 千円、前年度比較 353 千円の増額で、被保険者の保険税軽減に係るものであります。節 4 その他一般会計繰入金、説明欄、財源補てん分、予算額 20,225 千円、前年度比較 893 千円の減額であります。国の負担減 6%を道から支援を受けていた制度が無くなった激変緩和措置として、繰り入れるものでございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、予算額 21,897 千円、前年度比較 7,826 千円の減額で、保険給付費の不足分と予備費分を計上しております。192 ページをご覧ください。款 9 繰越金につきましては、特にご説明はございません。193 ページをお開き下さい。款 11 諸収入、こちらも前年同様の予算を計上しておりまして、特に説明はございません。194 ページをご覧ください。昨年度まで計上しておりました歳入の科目、款一部負担金を廃止しております。以上で、国保会計の事業勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

議 長

事業勘定歳入の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

これで事業勘定歳入の質疑を終わります。
診療施設の歳出について補足説明を求めます。

日崎診療所事務長

診療所事務長

それでは診療施設勘定の歳出の補足説明をさせていただきます。予算書の 222 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費は予算額 236,200 千円で、前年度比較 5,130 千円の増であります。目 1 一般管理費は、予算額 235,858 千円、前年度比較 4,943 千円の増でございます。説明欄 (1) 診療施設維持管理経費は 15,598 千円で、前年度比較 1,350 千円の減でございます。主なものは、節 11 需用費において、重油の値下がりにより、燃料費が前年度比較 811 千円の減、電気料は値上がりしており 427 千円の増となっております。前年度、電子カルテ等で使用しておりましたサポート終了となる X P パソコン 3 台

の更新と、消火器 9 本の更新が終了しましたので、備品購入費分が 1,075 千円減額となっております。223 ページをお開き願います。説明欄 (3) 総務管理経費は、職員 11 人分の人件費でございまして 94,955 千円、前年度比較 4,040 千円の増でございます。詳細につきましては 230 ページから 235 ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。説明欄 (4) 総務一般事務経費 118,897 千円で、前年度比較 2,098 千円の増でございます。主なものといたしまして、節 7 賃金が 510 千円の増でございます。これは医療事務職員 2 名、看護補助員 7 名の賃金改定によるものでございます。224 ページに移りまして、節 13 委託料は、その他業務委託料の医療業務委託料が 86,247 千円で、前年度比較 1,732 千円の増でございます。これは、医療法人北海道家庭医療学センターから、医師 4 名、理学療法士 1 名の派遣を受ける経費と、医師確保、医師及び研修医育成協力費を含むものでございます。前年度の医師体制は、常勤医師 3 名で、月に 9 日程度の非常勤医師で運営しておりましたが、本年度は医師 4 名体制に戻ります。225 ページをお開き下さい。目 2 車両管理費、予算額 342 千円で、前年度比較 187 千円の増でございます。車検経費分と夏タイヤ更新経費が増額となっております。226 ページに移ります。款 2 医業費、項 1 医業費につきましては、予算額 29,274 千円で、前年度比較 1,662 千円の減でございます。目 1 医療用消耗器材費は、予算額 5,564 千円で、前年度比較 1,236 千円の減でございます。これは、注射器、グローブ、酸素などの消耗資材経費でございますが、薬に関連する薬体分包紙等の購入費減が主なものでございます。目 2 医薬品衛生材料費は、予算額 11,522 千円で、前年度比較 2,165 千円の減でございます。これは、院外処方に伴う薬剤の購入費でございます。内訳といたしましては、前年度の薬剤購入状況を基に、時間外及び休日、入院患者の内服、外用薬、注射薬で、9,600 千円、予防接種ワクチンで 1,922 千円を見込んでおります。目 3 医療委託費は、予算額 9,064 千円で、前年度比較 122 千円の減でございます。説明欄 (1) 検査等委託事業経費は 7,243 千円で、前年度比較 352 千円の増でございます。主なものは、節 11 需用費の備品修繕費で、平成 16 年度購入の自動血球計数 C R P 測定装置が、平成 27 年 10 月サポート終了となるため、部品等の交換により更新の延命を図るもので、224 千円を計上しております。227 ページをお開き下さい。説明欄 (2) 医療機器借上経費は、1,821 千円で、前年度比較 474 千円の減でございます。主に在宅で酸素供給装置や、睡眠時持続陽圧呼吸療法治療器などを使った、医療を必要とする患者さんに対するためのものでございますが、在宅酸素供給装置を使用している患者さんが減少したものでございます。目 5 医療用機械器具費、予算額 2,150 千円で、前年度比較 1,861 千円の増でございます。平成 8 年度購入の呼吸機能検査機、平成 16 年度購入の生体情報モニター、平成 19 年度購入ベッドサイド

		センサーの更新と、新たにスタンド式自動血圧計、移動式注射台各 1 台の購入費でございます。228 ページに移ります。款 3 公債費、項 1 公債費、予算額は 83,317 千円で、前年度比較 2,913 千円の増であります。目 1 元金、説明欄 (1) 長期債償還元金は 81,595 千円、前年度比較 3,613 千円の増です。主に診療所移転新築の際に借り入れしました起債の元金返済です。目 2 利子、説明欄 (1) 長期債償還利子、予算額 1,722 千円で、前年度比較 700 千円の減でございます。なお、詳細につきましては、236 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。229 ページをお開き下さい。款 4 予備費につきましては、予算額 100 千円で、前年度と同額でございます。以上で、歳出の説明をさせて終わります。
議	長	診療施設勘定歳出の説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで、診療施設勘定の歳出を終わります。 診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。
診療所事務長	日崎診療所事務長	歳入の補足説明に移らさせていただきます。214 ページをお開き願います。款 1 診療収入は、174,122 千円で、前年度比較 2,953 千円の増です。項 1 入院収入は、予算額 55,075 千円で、前年度比較 8,520 千円の増です。26 年度の診療報酬改定で、地域包括ケアの中で複数の機能を担う有床診療の評価の見直しにより、入院基本料が引き上がりましたので、その分の増であります。項 2 外来収入、予算額 106,820 千円で、前年度比較 4,360 千円の減でございます。院外処方によります投薬料の減が主なもので、前年の実績を基に算出いたしました。215 ページをお開き願います。項 3 その他診療収入、目 1 諸検査等収入は、予算額 12,227 千円で、前年度比較 1,207 千円の減です。主に説明欄の各種診断料で、1,425 千円の減は広尾町の乳幼児健診が終了したこと、介護保険に係る主治医意見書料を、款 2 使用料及び手数料の項 2 手数料、目 2 文書料の各種診断料に科目変更したことによるものでございます。説明欄の各種予防接種診断料の 229 千円の増額につきましては、任意接種であった水痘、高齢者肺炎球菌予防接種が法定接種となったものでございます。216 ページに移ります。款 2 使用料及び手数料、予算額 1,474 千円で、前年度比較 387 千円の増です。項 1 使用料は、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る公用車使用料、自動販売機の設置に係る電気使用料でございます。項 2 手数料でございますが、今年度、目を手数料と文書料に振分けいたしました。目 1 手数料は、重度ひとり親医療、乳幼児及び児童医療の事務取扱手数料を、目 2 文書料は、各種診断書証明書料と先ほどご説明いたしました介護

保険に係る主治医意見書料を計上しております。217 ページをお開き願います。款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、医師住宅 2 棟の住宅貸付収入でございます。前年度比較 83 千円の減は、村有住宅管理規則第 5 条、経過年数による基準住宅料の額の整理で、5 年毎に見直しに平成 16 年度建設の 1 棟が該当するものであります。218 ページに移ります。款 4 繰入金は、142,048 千円で、前年度比較 9,739 千円の増であります。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は 137,254 千円、前年度比較 9,759 千円の増でございます。説明欄の財源補てん分が、診療施設勘定の運営費に対する補てんでございまして、前年度比較 6,846 千円の増で 53,937 千円、公債費分は元金及び利子分で、前年度比較 2,913 千円の増の 83,317 千円でございまして。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金は、へき地診療所分として、国からルール分として交付されるものでございまして。219 ページをお開き願います。款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度と同額の 100 千円を見込んでおります。220 ページに移ります。款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入は、予算額 1,445 千円、前年度比較 115 千円の減でございます。主に自費衛生材料等の収入の減となっております。221 ページをお開き願います。款 7 村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債は、予算額 36,400 千円で、前年比較 6,500 千円の減でございます。医療機器等整備事業は生体情報モニター購入費を借り入れるものであります。医療業務委託事業は、平成 22 年度より過疎対策が、過疎債がソフト事業にも適用が拡大されたもので、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療業務委託料分でございます。過疎対策事業債の借入枠の減により、減額となっております。以上、診療施設勘定の歳入の説明とさせていただきます。

議長

診療施設勘定歳入の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

3 番 赤津さん

3 番赤津議員

今説明受けたんですが、ちょっとあの、入院収入についてお聞きしたいと思うんです。入院、今ベッド 19 床あると思うんですけど、今現在、ちょっとベッド、なんぼ入ってますかね。

議長

日崎診療所事務長

診療所事務長

19 床のうち、今 7 名でございます。

3 番赤津議員

7 名、ということなんです。で、この入院についてはね、入るのに 1 つの条件っていうか、枠っていうか、何かそういうことが住民の皆さんがわかって、住民の皆さんの考え方は、ベッド空いてんだけどなんで入院させてくれないんだべか、とかなんとかっていう、やっぱりそういう意見がやっぱり求められるんですよ。そしてそういうの、議員さんはわからんのかい、とかどうだとかこうだとかっていう意見が出るんです。で、その返答っていうのは、我々は全くそういうことは

もちろんわかるわけないんですけど、そのへんをやっぱり住民の皆さんにわかりやすく、何かこういうことだから今あれだよって、一般的にはお医者さん、3人も4人もいて、何でベッドあれなの、入れてくれないんだろうね、で他の病院に回されるんだろうね、とかどうだとかってという意見が耳にするわけなんです。これ大事な部分でね、そういうことをちょっとあの、ここでまあ、こういうことでそういうこともあるよっていうかね、そういうことやっぱり啓発、教えてあげなかったらね、やっぱりちょっとそういう誤解が出るんでないかなと思うんですよ。そこで、この予算の立て方を見ると、入院させなかったら収入ならんですよ、原点はね。だけどこれはあの、さっきあの、26年度の補正見てるとね、当初予算で入院で46,000千円の収入で、補正やって33,000千円に落したと。ところが今度は新年度も同じ、そのどちらかというと、当初予算を目的にした予算を立てているんですよ。したらまた同じような繰り返しのこれ、連続なるんでないのかなと思うんですけど。やっぱりこの歳入の補正額の後のいわゆる執行した分のね、それが基本になって次年度にこう予算立てしないと、当初予算、当初予算の見方っていうのは、私はちょっとあんまり理解できない、ちょっと荒すぎるんでないかなというふうに思うものですから、やっぱり予算の立て方っていうのは、前年度のそういうものも参考にしながらやってくべきでないだろうかなというふうに思うんです。で、今言ったことが、何せ入院させなかったらこの予算は立たないんで、入院させる、そういう何か条件っていうか、それだけちょっと教えて下さい。

議長
診療所事務長

日崎診療所事務長

入院の条件というのは特にございませんが、あの急性期の患者さんで、うちで診れる患者さんと、診れない患者さんがおりまして、そのへんを医師の方で判断して、帯広に送ったりとか、また診療所で診れる患者さんは診療所に置くんですが、夜の体制が診療所は現在、看護師1名と看護補助員1名なものでして、不穏な動きをされる方とか、そういう方がいらっしゃると家族の方が何日間かついていただくというような話もありまして、そこで家族の方が受入、付いてもいいよという話になれば受入はしているんですが、今現在としては、体制の問題もありまして、10名ぐらい、あの、何て言ったらいいんでしょうかね、あの、そんなに不穏な動きをされる方でない限りであれば、入れておけるのですが、本当に今は高齢者の方、認知の方も多くなりまして、そのへんを、夜の体制で診ていくのにちょっと要検討というか、そのへんがあります。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

まあ、わかりました。やはりあの、そういう病院は病院のあれで、条件はあるわけで、病人なんだから、これはもう、そういうことはあ

	りえないと思うんですけど、一般的に何かそういうことがあるかっていうやっぱり住民の皆さんの意見だったんで。今の事務長のあれでわかりました。だからやっぱりそういうの、丁寧にちょっと、その都度ね、そのケースの時に、やっぱりあの説明してあげないと、もう何でもいから、入院する人、させてもらいたい人はやっぱりそういう意見が多いんですよ。だからそのことはやっぱり上手に、丁寧にまあ、説明してあげてほしいなというふうに思っております。で、そういうことでさっきの予算の方がね、もしも足りなければ、あと補正したっていいんだもん、だからもうちょっとその、立て方っていうのは、私は今回これ見るんだったら 3,300 千円くらいの予算で当初やればいいのか、なんでまた前と同じで来るのかなと、そのへんだけが疑問なんですよ。まあ、そのことについて、もしもお答えいただければありがたいと思うんですけど。
議 長 診療所事務長	日崎診療所事務長 特別会計ということもありまして、繰入金の関係で、当初予算は前年度よりも収入の方をあんまり落とさないような感じでみております。
3 番赤津議員	わかりました。
議 長	他にありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	これで診療施設勘定の歳入を終わります。 以上で、国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。 次に、平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。 歳入・歳出一括して補足説明を求めます。
保健福祉課長	金曾保健福祉課長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計につきまして、補足説明をさせていただきます。後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行っているところであります。歳入からご説明させていただきます。241 ページをお開き下さい。款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、予算額 42,065 千円で、前年度比較 1,094 千円、2.53%の減となっております。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料の提示がされ、これに基づき予算計上されることから、道連合からの想定金額での予算額となっております。なお、最近被保険者から特別徴収から普通徴収に切り替える希望者が増えてきたため、実情に合わせまして、目 1 特別徴収保険料と目 2 普通徴収保険料の徴収割合を変更し、予算計上を行っております。保険料率は 2 年

毎に見直されておりまして、本年度は平成 26 年度と同じく、均等割 51,472 円、所得割 10.52%となっているところでございます。242 ページをお開き下さい。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、予算額 13,111 千円、前年度比較 121 千円の減額でございます。節 1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補てんするものでございます。道から対象額の 4 分の 3 の 7,291 千円、村から残り 4 分の 1 の 2,431 千円、合計で 9,722 千円を計上しております。243 ページをお開き下さい。款 3 繰越金でございます。こちらについては、前年と同額でございます。244 ページの款 4 諸収入につきましても、こちらにつきましても、ほぼ前年度と同額でございますので、説明を省略させていただきます。245 ページをご覧下さい。款、広域連合支出金につきましては、本年度においては収入の予定がないことから、廃止をしておりますので、廃止をしております。失礼しました。次に 246 ページの歳出に移ります。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、予算額 428 千円、前年度比較 9 千円の増額であります。なお、前年度に計上しておりました円滑運営臨時特例交付金事業、予算額 20 千円は、その全額を道の交付金で実施しておりましたが、交付金事業の廃止のため、今年度は計上しておりません。248 ページをお開き下さい。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 53,486 千円、前年度比較 1,227 千円の減額でございます。これは、保険料収入額 42,065 千円に保険基盤安定繰入金の繰入金 9,722 千円、及び共通事務費 1,695 千円等を加えて、連合会に納付するものであります。249 ページの款 3 諸支出金、250 ページになります款 4 予備費につきましては、前年度と同額を計上しておりますので、説明を省略させていただきます。以上で、補足説明とさせていただきます。

議 長

後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。
この際、暫時休憩いたします。

議 長

昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。 (11 時 45 分)
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13 時 30 分)
次に、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入・歳出及びサービス事業勘定の歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは、平成 27 年度介護保険事業特別会計について、補足説明を申し上げます。改めまして、介護保険会計の仕組みを申し上げますが、

介護サービスに係る費用につきましては、利用者が介護サービスを利用する時に支払う利用料を除いた費用を、公費 50%と保険料 50%で賄っているところでございます。公費の負担分につきましては、施設サービスに係る費用では、国と道の負担割合が異なりますが、原則、国が 25%、道と村の負担割合が各 12.5%の割合で負担しております。国の 25%の負担のうち、5%につきましては調整交付金で交付されております。保険料負担分でございますが、保険料につきましては 65 歳以上の 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の 2 号被保険者が負担していく仕組みとなっております。負担割合は、平成 24 年度から平成 26 年度までは 1 号被保険者が 21%、2 号被保険者が 29%でございましたが、平成 27 年度から平成 29 年度までは、1 号被保険者が 22%、2 号被保険者が 28%と変更され、徴収されております。この第 1 号被保険者のこの先 3 年間の保険料につきましては、この定例会で議決をいただいたところであります。なお、平成 27 年度は 3 年に一度の介護保険制度見直しがあり、介護報酬が 2.27%の引下げとなる他、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの新規入所は、要介護 3 以上とされるところでございます。また一定所得以上の所得者の介護サービスの利用者負担割合が、1 割から 2 割へ、また高額介護サービス費に現役並み所得者の区分が創設されて、限度額が引き上げられる予定となっております。それでは介護保険事業会計の補足説明を申し上げます。始めに事業勘定の歳出から説明を申し上げます。266 ページをお開き下さい。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、予算額 448 千円、前年度比較 163 千円の増額となっております。主なものは、説明欄 (1) 総務一般事務経費において、パンフレットを購入し、制度の周知を図るものであります。268 ページをお開き下さい。款 2 保険給付費は、予算額 279,580 千円、前年度比較 2,988 千円を増額しております。給付の実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案し、予算計上しているところでございます。項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 以上の方へのサービス給付費でございます。予算額 224,430 千円、前年度比較 120 千円の増額です。増減の主なものは、説明欄 (1) 介護サービス等諸費、節 19 負担金補助及び交付金の法定施設サービス給付費、予算額 33,120 千円、前年度比較 5,520 千円の増額、地域密着型居宅介護サービス給付費は、予算額 71,040 千円、前年度比較 1,644 千円の減額、地域密着型施設介護サービス給付費は、予算額 83,520 千円、前年度比較 3,480 千円の減額となっております。項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費は、要支援 1 および要支援 2 の方へのサービス給付費で、予算額 27,510 千円、前年度比較 4,061 千円の増額でございます。主なものは、説明欄 (1) 介護予防サービス等事業、節 19 負担金補助及び交付金の居宅介護予防サービス給付費、予算額 15,660 千円、前年度比較 2,264 千円の増額、

地域密着型居宅介護予防サービス給付費は、予算額 9,600 千円、前年度比較 1,980 千円の増額となっております。項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費は、予算額 5,000 千円、前年度比較 487 千円の増額であります。269 ページをお開き下さい。項 4 高額医療合算介護サービス費、目 1 高額医療合算介護サービス費は、予算額 800 千円、前年度比較 300 千円の増額であります。項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス等費は、低所得者の居室料と食事代に係る負担を低減する補足給付で、予算額 21,840 千円、前年度比較 1,980 千円の減額です。270 ページをご覧ください。款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費は、介護予防事業費として、2,237 千円、前年度比較 126 千円の増額でございます。目 1 介護予防二次予防事業費は、要支援、要介護状態にならないよう、機能の回復を目的とした事業で、目 2 介護予防一次予防事業費は、生活機能の維持、向上を目的とした事業で、これらに要する経費でございます。271 ページをお開き下さい。項 2 包括的支援事業・任意事業は、予算額 9,178 千円、前年度比較 118 千円の増額でございます。273 ページ、款 4 基金積立金、274 ページ、款 5 諸支出金、失礼しました、275 ページ、款 6 予備費につきましては、ほぼ前年同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。次に歳入に移ります。257 ページをお開き下さい。款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、予算額 49,575 千円で、前年度比較 2,098 千円、4.42%の増となっております。節 1 現年度分は、介護保険条例の改正により、新年度から基準保険料月額を 200 円増額した 4,500 円で算定した額を予算額としております。258 ページをお開き下さい。款 2 使用料及び手数料は、予算額 148 千円、前年度比較 26 千円の減額で、これはシルバーハウジング生活援助員の派遣手数料であります。259 ページをお開き下さい。款 3 国庫支出金、予算額 70,813 千円、前年度比較 724 千円の増額で、歳出の保険給付費、地域支援事業費の増額などによるものでございます。260 ページをお開き下さい。款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金は、予算額 81,078 千円、前年度比較 886 千円の増額であります。これは、保険給付費及び地域支援事業費の増によるものでございます。261 ページをご覧ください。款 5 道支出金、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金は、予算額 36,740 千円、前年度比較 557 千円の増額で、保険給付費の増によるものでございます。262 ページをお開き下さい。款 6 財産収入は、介護保険事業基金積立金の利子でございます。263 ページをお開き下さい。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、予算額 44,173 千円、前年度比較 473 千円の増額で、公費負担割合に応じたルール分の増額が主なものでございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、予算額 11,724 千円、前年度比較 1,379 千円の減額です。これは保険給付費の不足分と予備費の財源とするもので、保険料の改正に伴い、財

源の一部が確保されたことが主なものでございます。264 ページの款 8 繰越金、265 ページの款 9 諸収入につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。続きまして、サービス事業勘定の補足説明を申し上げます。歳出からご説明いたします。281 ページをお開き下さい。款 1 サービス事業費、項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費は、予算額 245 千円、前年度比較 33 千円の減額でございます。高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のために、地域包括支援センターを設置し、保健師と社会福祉士の 2 名が携わっており、ここでの事業費等および事務費等を計上しております。目 2 新予防計画策定事業費、予算額 1,245 千円、前年度比較 248 千円の減額でございます。地域包括支援センターの主要な業務であります、要支援 1 及び要支援 2 の介護予防サービス計画策定業務の一部を、社会福祉協議会に委託する費用でございます。次に、歳入の補足説明を申し上げます。278 ページをお開き下さい。款 1 サービス収入、項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入は、予算額 1,488 千円、前年度比較 281 千円の減額であります。要支援 1、2 の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものであります。279 ページの款 2 繰越金、280 ページの款 3 諸収入は、前年と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。以上で、介護保険の事業勘定およびサービス事業勘定予算の補足説明とさせていただきます。

議 長

介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長

建設水道課長

平成 27 年度簡易水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。はじめに歳入から説明させていただきます。286 ページをお開き下さい。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金の予算額は 660 千円で、前年度比較 374 千円の増額となっております。実績推計によるものです。287 ページをお開き下さい。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料の予算額は 33,490 千円で、前年度比較 160 千円の増額となっております。実績推計によるものです。項 2 手数料の予算額は 50 千円で、前年度と同額でございます。288 ページの款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金の予算額は 14,397 千円で、前年度比較 4,683 千円の増額となっております。説明欄、財源補てん分の予算額は 9,065 千円で、前年度比較 4,683 千円

の増額になっております。歳出で述べますが、工事請負費の増が主要因でございます。289 ページをお開き下さい。款 4 繰越金、項 1 繰越金の予算額は 100 千円で、前年度と同額でございます。290 ページの款 5 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料の予算額は 1 千円で、前年度と同額です。項 2 雑入の予算額は 1 千円で、前年度と同額です。説明を省略させていただきます。以上で、歳入の補足説明を終わらせていただきます。続いて、歳出の補足説明をさせていただきます。291 ページをお開き下さい。款 1 水道経営費、項 1 水道経営費の予算額は 39,073 千円で、前年度比較 5,216 千円の増額となっております。目 1 水道管理費で、説明欄 (1) 水道施設維持管理経費の予算額は 8,982 千円で、前年度比較 1,387 千円の増額となっております。主なものは、節 15 工事請負費で、水道メーターの取替工事費がメーター取替戸数の増により 505 千円の増額となっております。節 18 備品購入費で、施設管理用備品購入費がメーター取替個数の増により、976 千円の増額となっております。293 ページをお開き下さい。説明欄 (4) 水道施設整備事業の予算額は 4,392 千円で、前年度比較 2,762 千円の増額となっております。主なものは、節 15 工事請負費の簡易水道施設改修工事費で、上更別方面の水質衛生を維持する残留塩素の安定化を目的とした塩素注入設備設置工事費 3,996 千円を新たに計上しております。前年度に計上しておりました、節 13 委託料の塩素注入設備調査委託料 1,118 千円が減額となっております。目 2 受水費の予算額は 8,916 千円で、前年度比較 553 千円の減額となっております。十勝中部広域水道企業団からの受水供給基本料金が減になったことによるものです。294 ページをお開き下さい。款 2 公債費、項 1 公債費の予算額は 9,526 千円で、前年度比較 1 千円の増額となっております。目 1 元金の予算額は 7,424 千円で、前年度比較 235 千円の増額となっております。目 2 利子の予算額は 2,112 千円で、前年度比較 234 千円の減額となっております。予算書 295 ページの款 3 予備費、項 1 予備費の予算額は 100 千円で、前年度と同額となっております。説明を省略させていただきます。なお、給与費明細書については、296 ページから 299 ページに、公債費の状況については、300 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書を、事業概要については、簡易水道事業特別会計予算資料を添付していますので、ご参照願います。以上で、補足説明とさせていただきます。

議 長

簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。はじめに歳入から説明させていただきます。306 ページをお開き下さい。款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金の予算額は 1,409 千円で、前年度比較 148 千円の減額となっております。分担金は、接続した翌年度からの支払いが始まり、下水道事業と農業集落排水事業は 2 年間、個別排水処理事業については、5 年間で支払うこととなっております。307 ページをお開き下さい。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料の予算額は 47,722 千円で、前年度比較 3,360 千円の増額となっております。目 1 下水道使用料は、実績推計により 2,870 千円の増額、目 2 農業集落排水施設使用料は、実績推計により 360 千円の増額、目 3 個別排水処理施設使用料は、26 年度設置分 130 千円の増額をしております。308 ページの款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金の予算額は 1,620 千円で、前年度比較 13,780 千円の減額となっております。特定環境保全公共下水道事業補助金で、事業認可更新に伴う補助金でございます。なお、前年度に浄化センター電気設備監視装置更新工事に係る補助金 15,400 千円を計上しておりました。309 ページをお開き下さい。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金の予算額は 88,998 千円で、前年度比較 6,046 千円の増額となっております。説明欄の基準繰出分で前年度比較 518 千円が減額となっております。公債費償還金が減ったことによるものです。財源補てん分で、前年度比較 6,564 千円が増額になっております。主なものとして、管理費分 4,612 千円の増、整備費分 1,478 千円が増額になっております。310 ページの款 5 繰越金、項 1 繰越金の予算額は 100 千円で、前年度と同額でございます。311 ページをお開き下さい。款 6 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料の予算額は 1 千円で、前年と同額でございます。項 2 貸付金元利収入の予算額は 400 千円で、前年度比較 60 千円の減額となっております。水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容といたしまして、貸付金の 3 分の 1 を預託金として預けたものについて、年度末に収入するものです。項 3 雑入の予算額は 1 千円で、前年と同額でございます。312 ページの款 7 村債、項 1 村債の予算額は 24,900 千円で、前年比較 9,000 千円の減額となっております。目 1 下水道事業債で 4,100 千円、目 2 過疎対策事業債で 4,900 千円、それぞれ減額となっております。なお、前年度は浄化センターの電気設備監視装置更新工事に係る事業債 5,700 千円を計上しておりました。以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。続いて、歳出の説明をさせていただきます。313 ページをお開き下さい。款 1 総務費、項 1 総務管理費の予算額 12,447 千円で、前年度比較 905 千円の増額となっております。目 1 一般管理費で、説明欄 (1) 総務一般事務経費の予算額 2,012 千円で、前年度比較 746 千円の増額となっております。主なものは、節 27 公課費で、消費税が 668 千円の増額に

なっております。314 ページをお開き下さい。項 2 施設管理費の予算額は 56,728 千円で、前年度比較 7,226 千円の増額となっております。目 1 下水道施設管理費で、説明欄 (1) 下水道施設管理経費の予算額は 35,769 千円で、前年度比較 3,854 千円の増額となっております。主なものは、節 11 需用費で、消耗品は昨年度に計上していた脱臭装置吸着剤 711 千円が減額、浄化センター光熱費は、電気料金の値上げにより 831 千円の増額となっております。315 ページの節 13 委託料で、浄化センター維持管理委託料が労務経費の改定により 3,921 千円増額となっております。316 ページをお開き下さい。目 3 個別排水施設管理費の予算額は 18,250 千円で、前年度比較 3,040 千円の増額となっております。主なものは、説明欄 (1) 個別排水施設管理経費の節 12 役務費で、運搬料が汚泥量・管理基数の増により 490 千円の増額となっております。節 13 委託料の個別排水処理施設維持管理委託料は、管理基数の増や労務経費の改定により、2,513 千円増額となっております。317 ページの

款 2 事業費、項 1 下水道整備費の予算額 4,528 千円で、前年度比較 24,767 千円の減額となっております。目 1 下水道建設費で、説明欄 (1) 下水道施設整備事業は、節 13 委託料で、事業認可更新に伴う計画策定委託料 3,240 千円を新たに計上しております。節 15 工事請負費で、前年度に計上しておりました浄化センター電気設備監視装置更新工事費 28,000 千円が、事業終了により減額となっております。項 2 農業集落排水施設整備費の予算額は 300 千円で、前年度と同額となっております。318 ページをお開き下さい。項 3 個別排水処理施設整備費の予算額は 37,244 千円で、前年度比較 3,318 千円の増額となっております。主なものとして、労務経費の改定により、節 13 委託料が 793 千円、節 15 工事請負費が 2,536 千円の増額となっております。319 ページの款 3 公債費、項 1 公債費の予算額は 53,804 千円で、前年度比較 264 千円の減額となっております。目 1 元金の予算額は 43,301 千円で、前年度比較 294 千円の増額となっております。目 2 利子の予算額は 10,503 千円で、前年度比較 558 千円の減額となっております。予算書 320 ページをお開き下さい。款 4 予備費、項 1 予備費の予算額は 100 千円で、前年度と同額となっております。なお、給与費明細書については、321 ページから 324 ページ、翌年度以降の債務負担行為の支出予定額に関する調書については 325 ページ、公債費の状況については 326 ページの調査への現在高の見込みに関する調書、事業概要については、公共下水道事業特別会計予算資料を添付しておりますので、ご参照願います。以上で補足説明とさせていただきます。

公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

4 番 松橋さん

議長

4 番松橋議員	ちょっと聞き漏らして申し訳ないんですけども、何だかの改定で預託料が上がりましたよと。預託料すべて上がってますよね、前年度より。個別排水も含めて全部、すべて。あのもう少しそのへん詳しく、ちょっと理解できないんで、何の改定によってこれだけ、1割以上上がったか説明をお願いしたいなと。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 労務費につきましては、改定により4%程度見込んでおります。で、経費については、10%位という、10%を一応改定ということで、しておりますので、その関係で増というかたちになっております。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 昔から下水道というのはあんまりいい仕事でないから、業者も少ないんでしょうけども、結局はこの位上げないと委託先が見つからないっていう理解でいいんですか。それともう1点ですけど、こんなこと聞くのもあれなんですけど、更別村の下水道の普及率は100%なんですか。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 まず、委託先ですね、結構厳しいということもございます。聞いておりますので、それに関するまあ、増というの、まあ経費についてはあります。普及率については100%ではございません。今現在、8割から9割位ということで、全部では、100ではないという状態ではございます。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん そりゃ、なかなか100にするっていうのは大変なんだろうけども、その80なのか89なのかで、ずいぶん違いますよ、あの答弁として。失礼ですけど。どこに聞いても、町村としたら下水道普及率何%っていうのが。
議 長	それでは答弁調整のため、お待ちください。(14時03分)
議 長	引き続き会議を開きます。(14時04分)
建設水道課長	佐藤建設水道課長 大変失礼いたしました。普及率は84.02%です。
議 長	その他ありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。 各特別会計予算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。 発言にあたっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきたいと思います。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)

議	長	以上で、各特別会計予算の質疑を終了いたします。 議案第 21 号、平成 27 年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第 22 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第 23 号、平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第 24 号、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

		したがって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第 25 号、平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第 26 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。 これから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 9、議案第 27 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 8 号の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 27 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 8 号の件であります。第 1 条に謳ってございます、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,515,456 千円とするものであります。3 月の 10 日の定例会開会日におきましてですね、補正予算第 9 号にて除雪費 10,000 千円の追加をお願いし、お認めをいただいたところでありますけれども、3 月 10 日、11 日にかけての大雪によりまして、補正予算いただいた予算につきまして不足の事態となっており、また今年の異常な気象を考えます時、歳出 6 ページにありますように除雪事業委託料 20,000 千円を追加させていただくものであります。その財源として、5 ページのとおり、財政調整基金からの繰入によってですね、歳入歳出のバランスをとるものであります。ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり)
		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから議案第 27 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 8 号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 10、議案第 1 号、更別村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。 議案第 1 号について、委員長に審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第 1 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3 月 11 日、担当課長等の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告をいたします。議案第 1 号、更別村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例制定の件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、介護保険法の一部が改正されたことから、地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定めるものであります。慎重に審査した結果、当委員会 は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。以上、審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第 1 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。

		議案第 1 号に対する委員長報告は、可決であります。
		議案第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 1 号は可決されました。
議	長	日程第 11、議案第 2 号、更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。
		議案第 2 号について、委員長に審査報告を求めます。
		堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第 1 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3 月 11 日、担当課長等の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告をいたします。議案第 2 号、更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、介護保険法の一部が改正されたことから、介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護の予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
		委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
		議案第 2 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから討論に入ります。
		委員長報告は、可決であります。
		これから議案第 2 号に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		おはかりいたします。
		議案第 2 号に対する委員長報告は、可決であります。
		議案第 2 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議 長	したがって、議案第 2 号は可決されました。 日程第 12、請願第 1 号、農協関係法制度の見直しに関する請願書の件を議題といたします。 本件について、委員長に審査報告を求めます。 高木産業文教常任委員長
産業文教常任委員長	第 1 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました請願第 1 号について、3 月 11 日に委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。農協関係法制度の見直しに関しては、与党・政府内での検討が進められ、去る 2 月 9 日に農協法制度等の骨格案が決定されたところですが、生産現場などから、J A グループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっています。本請願は、農協関係法制度の見直しにあたって、協同組合の基本的性格を維持すること、准組合員の利用制限は行わないこと、J A ・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないことについて、国に対し意見書を提出するよう求めるものです。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。以上で審査の報告といたします。
議 長	これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 請願第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから請願第 1 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 請願第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。 請願第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、請願第 1 号、農協関係法制度の見直しに関する請願書の件は採択と決定しました。
議 長	日程第 13、請願第 2 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件

産業文教常任委員長

を議題といたします。

本件について、委員長に審査報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

第1回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました請願第2号について、3月11日に委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではないことから、衆参両院農林水産委員会における決議を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること、EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持することについて、国に対し意見書を提出するよう求めるものです。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。以上で審査の報告といたします。

議長

これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

請願第2号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから請願第2号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択であります。

請願第2号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件は採択と決定しました。

この際暫時休憩いたします。

午後2時40分まで休憩いたします。

(14時25分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(14時40分)

おはかりいたします。

休憩中に、7番本多さんから、意見書案第3号、農協関係法制度の

		見直しに関する意見書の件が提出されました。
		また、2番高橋さんから、意見書案第4号、T P P交渉等国际貿易交渉に係る意見書の件が提出されました。
		この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見書案第3号、農協関係法制度の見直しに関する意見書の件、意見書案第4号、T P P交渉等国际貿易交渉に係る意見書の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議	長	日程第14、意見書案第3号、農協関係法制度の見直しに関する意見書の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		7番 本多さん
7番本多議員		農協関係法制度の見直しに関する意見書の提案理由を申し上げます。農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと、J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないことを求めるため、別紙意見書を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから意見書案第3号、農協関係法制度の見直しに関する意見書の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議	長	したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。 日程第15、意見書案第4号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 2番 高橋さん
2番高橋議員		TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提案理由を申し上げます。TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが継続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられております。引き続き予断を許さない状況が続いております。TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。 このため、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件について、を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること、EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要な品目等の関税等、必要な国境措置を維持することを求め、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものでございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第4号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。 日程第16、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

		おはかりいたします。 議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。
議	長	以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。 したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。 これにて平成27年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。 (14時50分)